

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 9 号

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和２年川崎市規則第４０号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の１項を加える。

（学校給食費負担額に関する特例）

２ 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間、別表第１の左欄に掲げる幼児等に対する同表の適用については、それぞれ同表の右欄中「３１７円」とあるのは「２７０円」と、「３７６円」とあるのは「３２０円」と、「２１１円」とあるのは「１８０円」とする。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。